

国立大学法人小樽商科大学一般事業主行動計画

平成27年4月1日学長裁定

次世代育成支援対策推進法に基づき、国立大学法人小樽商科大学における仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）を支援する制度を周知・推進するために行動計画を定める。

1. 計画期間等

(1) 計画期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間とする。

(2) 計画の見直し

行動計画は、期間中における人事制度の改正等に応じて、弾力的に変更できるものとする。

2. 内容

(1) 育児をする職員の職業生活と家庭生活の両立支援の整備

目標1 妊産婦である女性教職員に対する支援制度の利用促進を図る。

(対策) 支援制度の見直しを行うとともに、有効な周知方法を検討し、実施する。

目標2 男性教職員の育児に関する休暇の取得を促進する。

(対策) 休暇制度の見直しを行うとともに、有効な周知方法を検討し、実施する。

目標3 育児休業等の子育て支援制度に改正があった場合には、その都度周知を行い、支援制度の利用促進を図る。

(対策) 有効な周知を検討し、実施する。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標4 年次休暇を取得しやすい環境づくりを促進し、一人当たりの平均取得日数の向上を図る。

(対策) 年間を通して年次休暇使用計画を立てて計画的に使用するよう促す。

目標5 ワーク・ライフ・バランス向上のため、時間外労働削減を図る。

(対策) 定時退勤日及び早期退勤日の周知等を通して、時間外労働削減に対する意識向上に努めるとともに、管理職による業務配分の適正化を促し、職員全体の時間外労働を削減する。